

津市におけるいじめの防止等の対策に係る対応について

1 背景

「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が平成25年9月28日に施行され、文部科学大臣から「いじめの防止等のための基本的な方針」が出されました。本市としても、これらの法及び方針を受けて「津市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、津市いじめ問題対策連絡協議会、津市いじめ対策会議及び津市いじめ調査委員会の3つの組織について、関係条例を整備し、設置します。

2 いじめの防止等の対策に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止等に係る関係機関及び団体の連携について

全国でいじめを背景とした重大な事案が発生していることから、いじめ問題への対策を社会総がかりで進めていくことが求められています。

本市においても学校、教育委員会だけでなく、児童相談所・地方法務局・警察等関係機関、学校教育・幼児教育・保育・人権擁護等関係団体、保護者代表や学識経験のある者等が広く連携して情報共有や情報交換等を行うため、法第14条第1項の規定に基づく組織として、「津市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

(2) いじめの防止等の対策に係る体系について

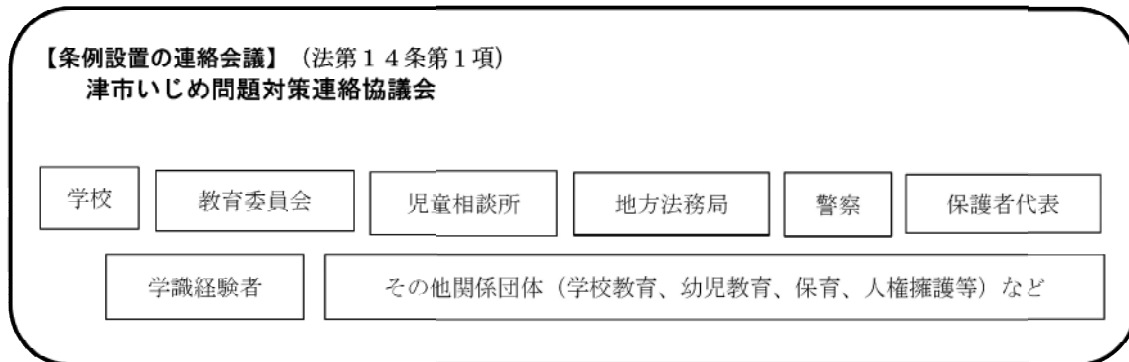
各小中学校には、法第13条に基づき学校いじめ防止基本方針を策定することと、法第22条に基づく組織として学校いじめ対策組織を設置することが義務づけられ、いじめの防止等の対策を組織的に行うことになっています。学校は、いじめ事案を認知した場合は、各学校いじめ対策組織で対処するとともに、教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校からの報告に対し支援・指導を行うとともに、必要に応じて法第14条第3項に基づく調査審議機関として「津市いじめ対策会議」を設置し、諮問します。

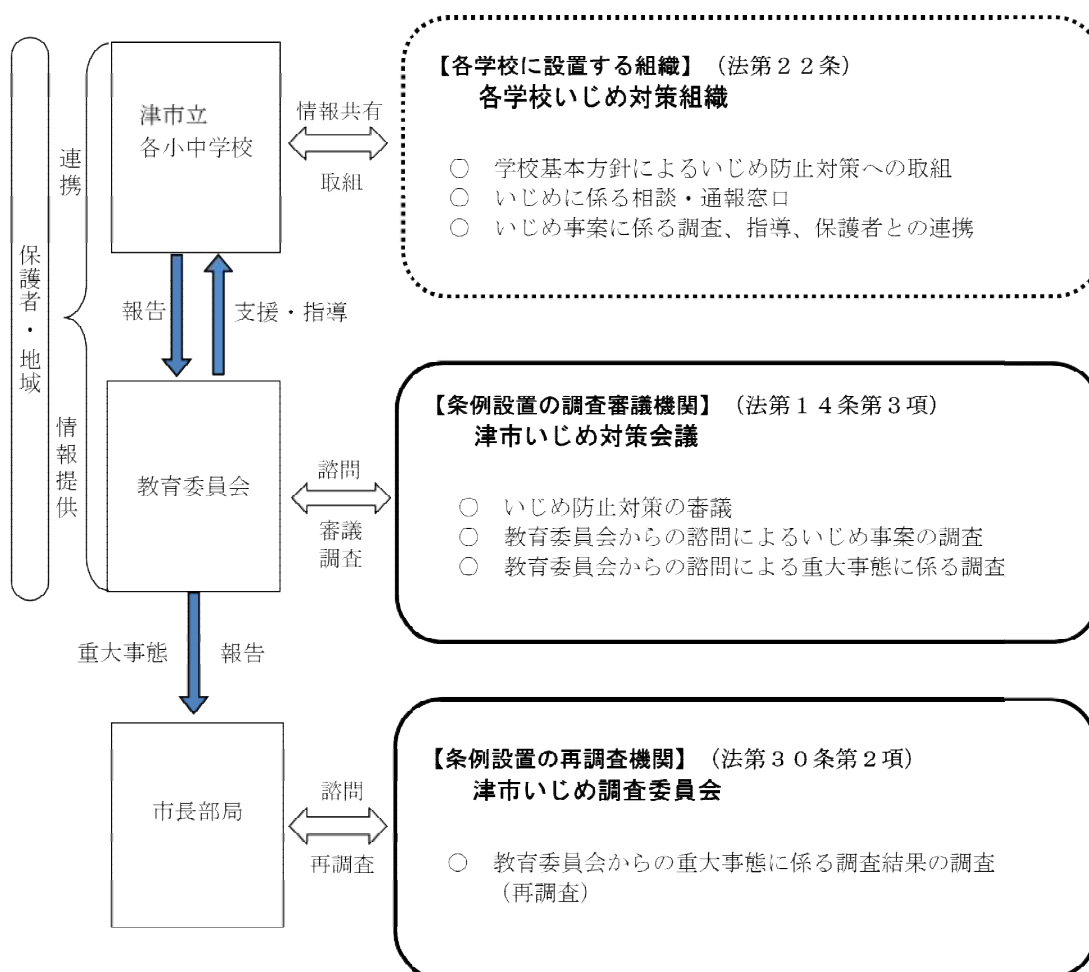
また、法第28条の「重大事態」が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に報告することとなっています。報告を受けた市長は、当該重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められる場合は、法第30条第2項に基づく再調査機関として「津市いじめ調査委員

会」を設置し、諮問します。

いじめの防止等に係る関係機関及び団体の連携



いじめの防止等の対策に係る体系



3 設置組織の概要について

(1) 津市いじめ問題対策連絡協議会

ア 設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「津市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）」を設置します。

イ 所掌事務

協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関して必要な事項の協議、相互の連絡調整を行います。

ウ 構成員、任期

学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者、20人以内で構成し、任期は2年とします。

(2) 津市いじめ対策会議

ア 設置

本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の附属機関として、「津市いじめ対策会議（以下「対策会議」という。）」を設置します。

イ 所掌事務

対策会議は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策に関すること、法第24条及び法第28条に規定する調査に関することを調査審議します。

ウ 構成員、任期

対策会議は、関係機関の職員、学識経験のある者、その他教育委員会が必要と認める者10人以内で構成し、任期は2年とします。

(3) 津市いじめ調査委員会

ア 設置

法第30条第2項の調査を適切に行うため、同項の附属機関として「津市いじめ調査委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。

イ 所掌事務

委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査します。

ウ 構成員、任期

委員会は、関係機関の職員、学識経験のある者、その他市長が必要と認める者10人以内で構成し、任期は2年とします。

(4) 今後の対応

津市いじめ問題対策連絡協議会、津市いじめ対策会議及び津市いじめ調査委員会の設置に関する条例の制定についての議案を、平成２６年第２回市議会定例会に提出する予定です。

〇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（学校の設置者による措置）

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態

(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。